

江府町告示第32号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により地籍調査に関する令和8年度における事業計画を次のとおり定めたので告示する。

令和 8年 4月24日

江府町長 白石 祐 治

1. 事業計画が定められた年月日  
令和8年4月7日（計画決定日）
2. 調査を実施する者の名称  
江府町
3. 調査地域  
日野郡江府町大字久連、大字宮市及び大字柿原の各一部
4. 調査期間  
令和9年3月31日まで